「473」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	等級	組合せ容器						単一容器及び複合容器	
		内装容器	内装容器当たりの許容質量		包装物当たりの許容質量		外装容器	旅客機以外の航空機	
			旅客機	旅客機以外の航空機	旅客機	旅客機以外の航空機		包装物当たりの許容質量	容器の種類
1378	2	ガラス製又は陶製容器	—	1kg	—	50kg	1A2，1B2，1G，1H2，1N2，3A2，3B2，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2	—	—
		金属製容器	—	1kg	—	50kg		—	—
2881	2	ガラス製又は陶製容器	—	1kg	—	50kg		—	—
		金属製容器	—	1kg	—	50kg		—	—
	3	ガラス製又は陶製容器	1kg	2.5kg	25kg	100kg		100kg	1A1，1A2，3A1，3A2
		金属製容器	1kg	5kg	25kg	100kg			

㈱　等級が３の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が２の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「Y474」、「Y475」、「Y476」及び「Y477」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				
		内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	総質量	外装容器
Y474	2	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	1kg	30kg	ドラム ジェリカン 箱
		プラスチック製容器	0.5kg			
		金属製容器	0.5kg			
		プラスチック袋	0.5kg			
Y475	2	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	5kg		
		プラスチック製容器	0.5kg			
		金属製容器	0.5kg			
		プラスチック袋	0.5kg			
Y476	3	ガラス製又は陶製容器	1kg	5kg		
		プラスチック製容器	1kg			
		金属製容器	1kg			
		プラスチック袋	1kg			
Y477	3	ガラス製又は陶製容器	1kg	10kg		
		プラスチック製容器	1kg			
		金属製容器	1kg			
		プラスチック袋	1kg			

㈱１）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

２）等級が２又は３であって、湿性を有する輸送許容物件を漏えいしない外装容器以外の外装容器に収納する場合、内張りを行うか、又は、中間容器によつてこれと同等に有効な措置を講じること。

３）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、ファイバ、他の金属又はプラスチック製に限ること。

４）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。

５）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「478」及び「479」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				単一容器及び複合容器	
		内装容器	内装容器当たりの許容容量	包装物当たりの許容容量	外装容器	包装物当たりの許容容量	容器の種類
478	2	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	1ℓ	1A2，1B2，1D，1G，1H2，1N2，3A2，3B2，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2	—	—
		プラスチック製容器	1ℓ	1ℓ		—	—
		金属製容器	1ℓ	1ℓ		—	—
479	3	ガラス製又は陶製容器	2.5ℓ	5ℓ		5ℓ	1A1，1B1，1H1，1N1，3A1，3B1，3H1，複合容器，シリンダー
		プラスチック製容器	2.5ℓ	5ℓ			
		金属製容器	5ℓ	5ℓ			

㈱１）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

２）等級が２の輸送許容物件の場合、内装容器はネジ山の付いた密閉機構を有し、充分な量の不活性の緩衝材及び吸収材とともに詰められ、内張り、プラスチック袋又はこれらと同等に有効な中間容器によつて密封されること。

３）等級が３の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が２の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。